

令和6年4月8日

保護者様

真庭市立久世中学校
校長 丸山敬三

久世中学校での基本的なルールについて(お知らせ)

本校では、生徒が安全・安心に学ぶことができる学校、保護者から信頼される学校を目指して、不祥事防止や情報管理について「校内ルール」を定め、教職員の服務規律の厳正に努めています。「校内ルール」について保護者の皆様にもご理解並びにご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

1 携帯電話・スマホなどでの電話、SNS、メール、ラインの使用について

- (1) 教職員が生徒の携帯番号やメールアドレスを取得したり交換したり、生徒の携帯電話に電話をしたり、SNSやメール、ライン等を使ってやり取りをしたりしません。また、スマートフォン等を教室などへは持参しません。
- (2) 保護者から緊急に教職員の連絡先の問い合わせがあった場合は、教職員から折り返し電話をするようにします。
- (3) 対外試合等校外でやむを得ず連絡が必要な事態が発生した場合は、必要最小限の使用範囲とします。

2 生徒の指導(生徒指導体制)について

- (1) 生徒の指導については、複数の教職員により組織的な対応を原則とします。ただし、指導内容により個別指導の必要がある場合は、指導内容、生徒名、指導場所を他の教職員に連絡して行います。
- (2) 粘り強く語りかけ人間関係を作りながら指導に当たり、体罰や暴言は行いません。

3 教職員の自家用車への生徒の同乗について

- (1) 生徒の安全を確保するため、教職員の自家用車には生徒を乗せません。
※ 緊急時などで、やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、管理職の許可、保護者の承諾を得ます。

4 情報管理について

- (1) 生徒の個人情報に係わる書類や電子データの持ち出しは、原則として禁止します。
- (2) 外部からの生徒に関する問い合わせや情報提供依頼については対応しません。

5 部活動会計について

- (1) 保護者からの依頼によりやむを得ず会計を教職員が担当する場合は、次の要領で行うこととします。(保護者会で運営することを原則とする)
 - ① 通帳・会計簿・領収書をそろえ、帳簿との一致を確認します。
 - ② 保護者に監査を依頼し、必ず会計監査を行います。
- (2) 教職員による立替払いは行いません。

6 その他

- (1) 生徒引率中においては、たとえ勤務時間外であっても飲酒は厳に慎みます。また、引率先で生徒・保護者・地域から信用を失うような行為はしません。